

今回も前回に引き続き、インボイス制度（適格請求書等保存方式）について紹介いたします。※これらは平成30年8月時点の情報です。施行前の情報のため今後変動する可能性があります。

インボイス制度では、インボイス（適格請求書等）の保存が仕入控除要件となっており、インボイスを発行するためには適格請求書発行事業者の登録が必要になります。

適格請求書発行事業者登録制度

適格請求書の必要記載事項については前回お伝えしましたが、適格請求書発行事業者になるには、記載事項を満たしている請求書の雛型を作成し、適格請求書発行事業者となる旨を税務署に申請して、登録を受けなければなりません。

インボイスには、登録番号の記載が必要になるため、登録申請をしても、番号の通知が来て登録が完了するまでは適格請求書発行事業者になることはできませんので、申請は余裕をもって行うようにお願いします。

- ・受付開始：平成33年10月1日～
- ・平成35年10月1日から適格請求書発行事業者となるには、平成35年3月31日が申請期限。

特定期間の課税売上が1,000万円を超え、課税事業者となる場合など、困難な事情がある場合は、平成35年9月30日まで申請期限が延長されています。

免税事業者の場合は？

免税事業者が適格請求書発行事業者になるには、課税事業者にならなければなりません。

登録日が平成35年10月1日の属する課税期間中であるか、その翌課税期間以降であるかによって登録手続きが少し違います。

①平成35年10月1日の属する課税期間中の場合

登録日より適格請求書発行事業者となり、課税事業者となります。この場合、課税事業者選択届出書提出は不要ですが、登録日以降は課税事業者のため消費税の申告が必要です。

②①の翌課税期間以降の場合

課税事業者選択届出書を提出するとともに、課税期間初日の1ヶ月前までに登録申請をする必要があります。

インボイスの保存が仕入控除要件となっているので、免税事業者との取引は仕入控除が認められず、非常に不利になってしまいます。そのため、今後は免税事業者であっても課税事業者にならざるを得ない状況になってきているように感じます。